

令和 8 年度

障害者福祉のしおり

**この「しおり」は、障害のある人が利用できる主な福祉制度
の内容や利用方法について、概要をまとめたものです。**

阿 見 町

< 目 次 >

I 障害者手帳

- 1 障害者手帳について……………1

II 医療費の助成

- 1 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)……………2
- 2 医療福祉制度(マル福・重度心身障害者等医療費助成制度)……………3

III 各種手当・共済

- 1 特別児童扶養手当……………4
- 2 特別障害者手当・障害児福祉手当……………5
- 3 在宅心身障害児福祉手当……………5
- 4 難病患者福祉手当……………5
- 5 心身障害者扶養共済制度……………6

IV 地域での生活の支援について

- 1 日常生活用具の給付……………6
- 2 補装具の購入・借受・修理費の給付……………7
- 3 障害福祉サービス事業 ……8
- 4 地域生活支援事業……………11

V 年金, 税控除・減免, 各種割引制度

- 1 障害年金(障害基礎年金・障害厚生年金)……………12
- 2 特別障害給付金制度……………12
- 3 税控除・減免……………13
 - (1)所得税・住民税の障害者控除
 - (2)相続税の控除
 - (3)自動車税・軽自動車税の減免
- 4 公共交通機関・県立施設入館料等の割引……………13
 - (1)県立施設・国立施設等の入場料等の減免
 - (2)鉄道運賃の割引
 - (3)バス運賃の割引
 - (4)国内航空路線運賃の割引
 - (5)有料道路通行料金の割引

- (6) タクシー料金の割引
- (7) 福祉タクシー利用券助成事業
- (8) 阿見町デマンドタクシー利用料金の割引
- (9) 大洗カーフェリー料金の割引
- (10) NHK放送受信料の減免
- (11) 携帯電話使用料の減免
- (12) 青い鳥郵便葉書の無償配布
- (13) NTTの無料番号案内(ふれあい案内)

VI その他サービス, 各種相談窓口

- 1 その他の町事業.....16
 - (1) 身体障害者診断書料助成事業
 - (2) 重度障害者(児)住宅リフォーム事業
 - (3) 身体障害者健康診査事業
 - (4) 知的障害者探索支援サービス事業
 - (5) 障害児療育事業「つぼみ教室」
 - (6) 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業
 - (7) 高齢者等ごみ出し支援事業
 - (8) 特定健康診査(国民健康保険)
- 2 交通関係.....18
 - (1) 駐車禁止除外指定車標章の交付
 - (2) いばらき身障者等用駐車場利用証制度
 - (3) 福祉バス
- 3 職業関係.....18
 - (1) 公共職業安定所(ハローワーク)
 - (2) 茨城障害者職業センター
 - (3) 障害者就業・生活支援センター
 - (4) 茨城県障害者ITサポートセンター
- 4 生活・その他相談先.....19
 - (1) 阿見町基幹相談支援センター
 - (2) 障害者なんでも相談室
 - (3) 生活福祉資金の貸付
 - (4) 身体障害者補助犬の給付

- (5) 人工肛門ストマ用装具の支給
- (6) 身体の不自由な人のための結婚相談
- (7) 茨城県難病相談・支援センター
- (8) 障害者歯科治療センター
- (9) 茨城県福祉相談センター
- (10) 児童相談所
- (11) 保健所
- (12) 精神保健福祉センター
- (13) ひきこもり相談支援センター
- (14) 発達障害者支援センター COLORS つくば
- (15) 茨城県母子保健センター
- (16) 高次脳機能障害支援センター
- (17) 県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ
- (18) 県立視覚障害者福祉センター・点字図書館
- (19) 茨城県障害者権利擁護センター
- (20) 茨城県障害者差別相談室
- (21) 法テラス
- (22) 成年後見センター

VII 主な関係機関の連絡先.....23

I 障害者手帳

1 障害者手帳について

障害者手帳には「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。

◆身体障害者手帳◆

身体に障害のある人の所持する手帳です。各種サービス、支援を受けるために必要となります。障害の程度によって、1級から6級までの等級と、第1種、第2種の種別があり、等級や種別により受けられるサービスの内容が異なります。

【交付の対象となる人】

身体に下記の障害をお持ちの人。

- 視覚
- 聴覚・平衡機能
- 音声・言語・そしゃく機能
- 肢体不自由(上肢, 下肢, 体幹, 脳原性運動機能)
- 内部(心臓, じん臓, 呼吸器, ぼうこう又は直腸, 小腸, 肝臓, 免疫)

【申請先】

阿見町社会福祉課 TEL029-888-1111

◆療育(りょういく)手帳◆

知的障害により日常生活や社会生活において制約のある人に、いろいろな支援を受けやすくするために交付しています。障害の程度によって、㊤(最重度), A(重度), B(中度), C(軽度)の4段階と、第1種、第2種の種別があり、その程度や種別により受けられるサービスの内容が異なります。

【交付の対象となる人】

県福祉相談センター(18 歳以上)又は児童相談所(18 歳未満)において、知的障害の判定を受けた人。

【申請先】

手帳の交付を受けようとする人の年齢により、手続きや方法が異なります。電話で予約のう

え、判定を受けてください。

○18 歳以上の人

茨城県福祉相談センター 水戸市三の丸 1-5-38 Tel 029-221-4992

○18 歳未満の人

土浦児童相談所 土浦市下高津 3-14-5 Tel 029-821-4595

◆精神障害者保健福祉手帳◆

精神障害者の自立と社会参加の促進を図るための、各種支援策を受けやすくするために交付しています。障害等級は重度のものから1・2・3級があり、有効期間は2年間で、更新手続き(新規申請の場合と同様)は有効期限の3か月前から可能です。

【交付の対象となる人】

精神障害のため長期(6か月以上)にわたり、日常生活または社会生活への制約がある人。発達障害、高次脳機能障害、てんかんの人もこの手帳の対象となります。障害等級は、精神疾患の状態や日常及び社会生活上の障害程度から総合的に判定されます。

【申請先】

阿見町社会福祉課 Tel 029-888-1111

【判定内容のお問い合わせ先】

県精神保健福祉センター 水戸市笠原町 993-2 Tel 029-243-2971

Ⅱ 医療費の助成

1 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)

都道府県の指定を受けた指定医療機関で、心身の障害の除去・軽減を図るために必要な医療を受ける際の医療費の助成を行います。医療費の原則1割が自己負担となります。所得に応じて月額負担上限額を設けており、所得が一定額以上の場合は、対象とならない場合があります。

【対象者】

○更生医療

18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている人で、その障害を除去・軽減する手

術等の治療により確実に効果が期待できるもの。年に1回、更新手続きが必要です。

○育成医療

18歳未満の身体に障害のある児童、又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるもの。(更生医療と異なり、身体障害者手帳の交付を受けていない人も対象となります。)

○精神通院医療

通院による治療を継続的に必要とする程度の精神疾患(てんかんを含む)のある人、また、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人も対象となります。

年に1回、再認定の手続きが必要です(診断書は2年に1回必要)。

【対象となる医療内容】

○更生医療・育成医療

障害の種別		治療内容
肢体不自由		関節拘縮→人工関節置換術 等
視覚障害		白内障→水晶体摘出術 等
聴覚・音声言語そしゃく障害		鼓膜穿孔外耳性難聴, 外傷性又は手術後に生じる発音構語障害 唇顎口蓋裂 等
内部障害	心臓機能障害	弁置換術, ペースメーカー埋込術 等
	腎臓機能障害	人工透析, 腎移植術 等
	肝臓機能障害	肝臓移植術 等
	小腸機能障害	中心静脈栄養法 等
	HIV	免疫療法 等

○精神通院医療

精神疾患…向精神薬, 精神科デイケア 等

【申請窓口】

阿見町社会福祉課 TEL029-888-1111

※精神通院医療の受給者の認定は、茨城県の精神保健福祉センターで行っています。また、精神障害者保健福祉手帳とあわせての同時申請もできます。

【精神通院医療の認定内容についてのお問い合わせ先】

茨城県精神保健福祉センター 水戸市笠原町 993-2 TEL029-243-2971

2 医療福祉制度(マル福・重度心身障害者等医療費助成制度)

保険給付に伴う医療費の自己負担分を助成する制度です。病院等で診療を受けた場合に、医療費の自己負担分が助成されます。

【対象者】

- ① 身体障害者手帳 1 級, 2 級及び 3 級の内部障害の人
- ② 療育手帳 A または㉠の人
- ③ 身体障害者手帳 3 級かつ, 療育手帳 B の人
- ④ 身体障害者手帳 4 級かつ, 知能指数が 50 以下の人
- ⑤ 特別児童扶養手当 1 級の人
- ⑥ 障害年金 1 級を受給している人
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の人
- ⑧ 精神障害者保健福祉手帳 2 級かつ身体障害者手帳 3 級または 4 級の人
- ⑨ 精神障害者保健福祉手帳 2 級かつ療育手帳 B の人

※所得が一定以上の場合, 対象とならない場合があります。

【申請窓口】

阿見町国保年金課 TEL029-888-1111

Ⅲ 各種手当・共済

1 特別児童扶養手当

【対象者】

20歳未満で精神・身体・知的に障害を有する児童を家庭で監護, 養育している父母, もしくは父母にかわってその児童を養育している人

【手当の額と障害の程度】

対象となる障害の程度は概ね下表のとおりです。障害者手帳(身体障害者手帳, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けていない人でも, 特別児童扶養手当の障害等級に該当すれば, 手当の対象となります。受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるとき手当は支給されません。

等級	支給月額	障害の程度
特別児童扶養手当1級	58,450 円	身体障害者手帳の1, 2級, 療育手帳の㉠, A, 精神保健福祉手帳の1級
特別児童扶養手当2級	38,930 円	身体障害者手帳の3級, 療育手帳のB, 精神保健福祉手帳の2級

(※令和 8 年 4 月現在の金額)

【申請窓口】 阿見町社会福祉課 TEL029-888-1111

2 特別障害者手当・障害児福祉手当

【対象者】

手当の種別	支給要件	支給月額
特別障害者手当	身体・知的・精神に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする、在宅の20歳以上の人。	30,450 円
障害児福祉手当	身体・知的・精神に重度の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする、在宅の20歳未満の人。	16,560 円

(※令和8年4月現在の金額)

【申請窓口】 阿見町社会福祉課 TEL029-888-1111

3 在宅心身障害児福祉手当

【対象者】

在宅で生活する、20歳未満の重度の障害を持つ人の保護者。

【障害児の障害の程度】

- 身体障害者手帳1・2・3級
- 身体障害者手帳4級の場合は下記の下肢障害
 - ①両下肢の全ての指を欠く
 - ②一下肢の足関節以上を欠く
 - ③一下肢の機能に著しい障害を有する
- 療育手帳㊤・A・B
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級
- 特別児童扶養手当1・2級

【手当額】

月額…5,000 円(上半期と下半期の年2回に分けて支給)

【申請窓口】

阿見町社会福祉課 TEL029-888-1111

4 難病患者福祉手当

【対象者】

県より指定難病特定医療費受給者証を交付された人。(障害者支援施設や特別養護老人ホーム等の社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業の施設に入所し

ている人、生活保護受給者は除きます。)

【手当の額】

月額…3,000 円(年度末に一括支給)

【申請窓口】

阿見町社会福祉課 Tel029-888-1111

5 心身障害者扶養共済制度

障害者の保護者が加入者となって一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は身体に著しい障害を有することになった場合に、障害者に年金が支給されます。

【対象者】

次のいずれかの障害者を扶養している 65 歳未満の保護者。

○知的障害者

○身体障害者障害程度等級表の1～3級

○精神又は身体に永続的な障害のある人で、その障害程度が上記と同程度と認められる人

※健康状態等によっては、加入できない場合があります。

【掛金の額】

掛金(保険料)は加入時の年齢により1口当たり月額 9,300 円から 23,300 円までの7段階に分かれます。

【年金の額】

○月額…20,000 円(2口の場合は月額…40,000 円)

【申請窓口】

阿見町社会福祉課 Tel029-888-1111

IV 地域での生活の支援について

1 日常生活用具の給付

重度障害者の日常生活上の困難を改善、自立を支援し、かつ社会参加を促進するような用具等を給付します。身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた人及び障害者総合支援法の対象となる難病の人で、日常生活用具を必要とする人が対象となります。購入後の補助はできませんので、必ず事前にご相談ください。

障害の種別	対象となる日常生活用具
視覚障害	拡大読書器, 視覚障害者用時計など
聴覚障害	屋内信号装置, 通信装置など
肢体不自由	特殊マット, 特殊寝台, 入浴補助用具, 体位変換機, 移動用リフトなど
内部障害	ネブライザー, 電気式たん吸引器, パルスオキシメーター, 発動発電機など
音声又は言語機能障害	携帯用会話補助装置, 人工喉頭など

【利用者負担額】

基準額の1割（非課税世帯, 生活保護世帯は無料）＊基準額を超えた分は自己負担

【申請窓口】

阿見町社会福祉課 TEL029-888-1111

2 補装具の購入・借受・修理費の給付

身体上の障害を補うため, 必要に応じて次の補装具の購入・借受・修理費の給付を受けることができます。身体障害者手帳の交付を受けている人, 障害者総合支援法の対象となる難病の人で, 日常生活において補装具を必要とする人が対象となります。購入後の補助はできませんので, 必ず事前にご相談ください。申請受付後に町や県での審査を行い支給の可否を決定します。

障害の種別	対象となる補装具
視覚障害	視覚障害者安全つえ, 義眼, 眼鏡など
聴覚障害	補聴器, イヤーモールド
肢体不自由	義手, 義足, 装具, 車椅子, 歩行器など
重度両上肢及び音声言語機能障害	重度障害者用意志伝達装置

【利用者負担額】

基準額の1割（非課税世帯, 生活保護世帯は無料）＊基準額を超えた分は自己負担

【申請窓口】

阿見町社会福祉課 TEL029-888-1111

3 障害福祉サービス事業

障害の程度により、利用者が自らサービス内容を選択し、提供事業者と契約を結ぶことでサービスを受けることができます。事前に、「障害福祉サービス受給者証」や「通所受給者証」の交付を受ける必要があります。

<訪問系サービス>

① 居宅介護（ホームヘルプ）

障害のため日常生活に著しく支障のある障害者（児）に対し、ホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事の介護など日常生活の支援を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者及び知的障害又は精神障害により行動障害を有する人で、常時介護を必要とする障害者に対して、入浴・排泄・食事の介護、外出時の移動中の介護など日常生活の支援を行います。

③ 同行援護

視覚障害で移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や排泄・食事等の介護を行います。

④ 行動援護

障害によって行動上著しく困難がある障害者（児）に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護などを行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障害者に対して、介護の必要性が著しく高い場合に、居宅介護などを包括的にを行います。

⑥ 自立生活援助

施設や精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した人に対して、生活力や理解力を補うため、定期的な訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

<日中活動系サービス>

① 生活介護

常時介護を必要とする障害者で、主に昼間に障害者支援施設などで入浴・排泄・食事の介護などの日常生活の支援や、創作的活動または生産活動の機会などを提供しています。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

④ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤ 就労定着支援

一般就労へ移行した障害者の就労に伴う支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

⑥ 就労選択支援

就労移行支援または就労継続支援を利用する意思を有する方、もしくは、現在利用している方を対象に就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

⑦ 療養介護

常時、病院等の医療機関において、機能訓練、療養上の管理、監護、医学的管理の下での介護、日常生活上の世話などを行います。

⑧ 短期入所（ショートステイ）

自宅で障害者（児）を介護する人が疾病等の理由により一時的に介護が困難になったときに、夜間も含めた施設で入浴・排泄・食事の介護等を提供します。

<居住系サービス>

① 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴・排泄・食事の介護等を行います。

② 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。

<障害児支援サービス>

① 児童発達支援

手帳の有無に関わらず、障害の特性に応じて、身近な地域の障害児支援として、通所利用の障害児やその家族に対する支援、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

② 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害により、通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導・習得、生活能力の向上のために必要な支援を行います。

③ 放課後等デイサービス

幼稚園，大学を除く学校に就学している障害児に対して，放課後や夏休み等の長期休暇中において，生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより，自立を促進するとともに，放課後等の活動の場となります。

④ 保育所等訪問支援

現在利用中又は今後利用する予定の保育所，幼稚園，小学校その他の集団生活を営む施設において，集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に，安定した利用ができるよう当該施設を訪問し，支援を行います。

⑤ 障害児入所支援(福祉型・医療型)

手帳の有無に関わらず，療育の必要性が認められた障害児に対し，障害の特性に応じて保護，日常生活の指導，知識技能の付与の支援や治療を行います。

※障害児入所支援については，土浦児童相談所へご相談ください。

土浦児童相談所 土浦市下高津 3-14-5 TEL029-821-4595

＜相談支援＞

① 計画相談支援

障害者等が障害福祉サービスを適切に利用できるよう，サービス利用計画の作成を行います。（市町村から指定を受けた指定相談支援事業者が行います。）

② 地域移行支援

施設等に入所している又は精神科病院に入院している人に，住居の確保や地域移行のための相談等を行います。

③ 地域定着支援

施設や病院から退所・退院した人や地域生活が不安定な人に，常時連絡体制を確保し，緊急の事態等における相談や緊急訪問・対応を行います。

【利用者負担額】

利用した障害福祉サービスにかかる費用の 1 割を負担します。

【申請窓口】

阿見町社会福祉課 TEL029-888-1111

4 地域生活支援事業

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、各種事業を実施しています。

事業の種類	事業の内容
相談支援事業	障害のある人や保護者などから、日常生活の問題や障害福祉サービスの利用などの相談に応じるとともに、必要な助言や情報提供を行っています。利用者負担は無料です。 ※相談支援事業所 ○特定相談支援事業所 わかくさ 阿見町阿見 5545-5 Tel029-888-1883 ○ほびき園 かすみがうら市牛渡 5513-1 Tel029-898-3661 ○ともに 阿見町実穀 1544-1 Tel029-886-9005
意思疎通支援事業	聴覚障害者などのコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。利用者負担は無料です。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活を支援するための用具等の給付を行います。(→p6「日常生活用具の給付」)
移動支援事業	社会生活上不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の介助等を行います。利用者負担があります。
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流や専門員(精神保健福祉士等)による相談支援や社会基盤との連携を行います。利用者負担は事業所が定めた金額になります。 ほびき園(かすみがうら市牛渡 5513-1 Tel029-898-3661)
訪問入浴サービス事業	看護師、介護職員が訪問により居宅において入浴サービスを提供します。利用者負担は介護保険制度に準じた額で利用回数ごとに異なります。
日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所等で障害者等の活動の場を提供し、見守り、日常的な訓練などの支援を行います。 利用者負担があります。

【申請先】

阿見町社会福祉課 Tel029-888-1111

V 年金, 税控除・減免, 各種割引制度

1 障害年金(障害基礎年金・障害厚生年金)

【対象者】

○障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日(障害の原因となった病気やケガについて, 初めて医師の診療を受けた日)のある病気やケガで, 法令により定められた障害等級表(1級・2級)による障害の状態にある人。初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の 2/3 以上の期間について, 保険料が納付又は免除されていること, または初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと(保険料納付要件)が必要です。

○障害厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは, 障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。また, 障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは, 3級の障害厚生年金が支給されます。

【お問い合わせ先】

受給の手続き・支給要件・年金額等については, 土浦年金事務所, または阿見町国保年金課までお問い合わせください。

○土浦年金事務所 土浦市小松 1-3-33 ハトリビル 1・2 階 Tel029-825-1170

○阿見町国保年金課 Tel029-888-1111

2 特別障害給付金制度

【対象者】

- 1 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- 2 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金, 共済組合等の加入者)の配偶者であって, 当時, 任意加入していなかった期間内に初診日(障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診察を受けた日)があり, 現在, 障害基礎年金1級, 2級相当の障害に該当する人。ただし, 65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された人に限られます。なお, 障害基礎年金や障害厚生年金, 障害共済年金等を受給することができる人は対象になりません。

【お問い合わせ先】

○受給の手続き・支給要件・年金額等については, お近くの年金事務所までお問い合わせください。

土浦年金事務所 土浦市小松 1-3-33 ハトリビル 1.2 階 TEL029-825-1170
○給付金の請求書受付は、お住まいの市町村となります。
阿見町国保年金課 TEL029-888-1111

3 税控除・減免

(1) 所得税・住民税の障害者控除

納税者自身または控除対象配偶者若しくは扶養親族が、所得税法上の障害者に当てはまる場合は、一定の金額の所得控除を受けることができます。

(2) 相続税の控除

相続人が85歳未満で障害者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます。

(3) 自動車税・軽自動車税の減免

下記に掲げる一定の要件を満たす場合に自動車税が減免(免除)されます。

- ①心身に障害のある人が使用(所有)する自動車
- ②心身に障害のある人と生計を一にする人が障害者のために使用(所有)する自動車
- ③心身に障害のある人のために常時介護する人が使用する自動車

【お問い合わせ先】

○所得税, 相続税

竜ヶ崎税務署 龍ヶ崎市川原代町 1182-5 TEL 0297-66-1303

○住民税, 軽自動車税

阿見町税務課 TEL 029-888-1111

○自動車税(種別割)

土浦県税事務所 土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎第一分庁舎

TEL 029-822-7205

○自動車税(環境性能割・種別割)

土浦県税事務所自動車税分室 土浦市卸町 2-1-5

TEL 029-842-7812

4 公共交通機関・県立施設入館料等の割引

(1) 県立施設・国立施設等の入場料等の減免

各障害者手帳・指定難病特定医療費受給者証を所持している人は、以下の施設等において入館料や使用料等が減免されます。障害の種類及び等級によっては該当しない場合もありますので、詳しくは各施設でご確認ください。

近代美術館, つくば美術館, 天心記念五浦美術館, 陶芸美術館, 植物園, 自然博物館, 歴史館, 偕楽園好文亭, 弘道館公園, フラワーパーク, アクアワールド大洗水族館, 竜神大吊橋, つくばエキスポセンター, 国営ひたち海浜公園

(2) 鉄道運賃の割引

① JR鉄道運賃の割引

各障害者手帳をお持ちの人が対象です。第1種, 第2種の区分は各手帳に記載されています。詳しくはJR東日本の最寄りの駅にお問い合わせ下さい。

○第1種障害者とその介護者

普通乗車券, 回数券, 急行券を 50%割引

○第1種障害者が1名(単独)で乗車, 又は第2種障害者

普通乗車券を 50%割引(片道 100 kmを超える区間)

○第1種障害者とその介護者又は 12 歳未満の障害者とその介護者

定期乗車券(小児定期を除く)を 50%割引

② ひたちなか海浜鉄道の割引

身体障害者又は知的障害者が単独で当社線を利用する場合, 精神障害者が介護者付又は単独で当社線を利用する場合も割引制度があります。割引のお申し出の際, 身体障害者手帳, 療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の提示が必要となります。

(3) バス運賃の割引

各バス会社で, JR鉄道運賃と同様の割引が受けられますが, 割引内容については, 各バス会社で異なります。ご利用の際は, 各バス会社にご確認ください。

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人は, 関東鉄道, 関東観光バス, 関鉄グリーンバス, 関鉄パープルバス, 茨城交通, 日立電鉄交通サービス, 大利根交通自動車, 椎名観光バス, 昭和観光バス, 茨城急行自動車, 朝日自動車で実施しておりますが, 割引運賃額等については各バス会社で異なりますので, ご利用の際は各バス会社にご確認ください。

【お問い合わせ先】 各バス会社

(4) 国内航空路線運賃の割引(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの人)

○第1種障害者とその介護者:25%程度の割引

○第2種障害者:25%程度の割引

※割引率は, 事業者や路線によって異なります。また, 対象者は満 12 歳以上の障害者です。

【お問い合わせ先】 各航空会社支店, 営業所, 旅行代理店

(5)有料道路通行料金の割引

○第1種障害者(身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの人)

本人が運転する場合、障害者本人が車に同乗する場合

○第2種障害者(身体障害者手帳をお持ちの人)

障害者本人が運転する場合

※一般レーンでのみ割引を受けられる方は自動車登録が不要となっております。そちらの割引をご希望される際は、申請窓口にてその旨お伝えください。

【申請窓口】 阿見町社会福祉課 TEL029-888-1111

(6)タクシー料金の割引(身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの人)

タクシーを利用する場合、料金が1割引になります。料金を支払う際に、手帳を提示してください。

【お問い合わせ先】 各タクシー会社

(7)福祉タクシー利用券助成事業

重度の障害者が利用するタクシー料金の一部を助成します。

【対象者】

身体障害者手帳1級、2級、療育手帳㊤、A、精神障害者保健福祉手帳1級、2級かつ自立支援医療(精神通院)の交付を受けている人で、自動車税、軽自動車税の減免を受けていない人。

【助成額】 1回の乗車につき850円まで

【申請先】 阿見町社会福祉課 TEL 029-888-1111

(8)阿見町デマンドタクシー利用料金の割引

障害者手帳をお持ちの人とその介護者(1人のみ)について、阿見町デマンドタクシーあみまるくんを200円(1人1回)で利用できます。

【申請先】 阿見町都市計画課 TEL 029-888-1111

(9)大洗カーフェリー料金の割引

○第1種障害者とその介護者

旅客運賃を50%割引、乗用車運賃を10%割引

○第2種障害者

旅客運賃を50%割引、乗用車運賃を10%割引

※乗船手続きの際に、手帳を提示してください。

【お問い合わせ先】 商船三井フェリー TEL029-267-4133

(10)NHK放送受信料の減免

阿見町社会福祉課の窓口にて、「NHK放送受信料免除申請書」を提出し、免除事由の証明を受けた後、NHK水戸局へ郵送して下さい。

○全額免除

障害者手帳を持っている人がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税

非課税の場合

○半額免除

世帯主が次の障害者手帳を持ち、かつ受信契約者の場合(視覚・聴覚障害で身体障害者手帳所持, 身体障害者手帳1～2級, 療育手帳㊤～A, 精神障害者保健福祉手帳1級)

【お問い合わせ先】 NHKふれあいセンター TEL 0570-077-077

(11)携帯電話使用料の減免

障害者手帳等を所持している人は、携帯電話料金の割引を受けられることがあります。割引の内容や申込み、手続きについては、携帯電話事業者ごとに異なります。詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 各携帯電話事業者

(12)青い鳥郵便葉書の無償配布

障害者の福祉に対する理解と認識を深めるため、希望する人に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に郵便葉書(20枚)をいれて、無償で配布しています。お近くの郵便局でご確認のうえでお申し込みください。受付期間は毎年4～5月ですので、注意して下さい。

【対象者】 重度の障害者(身体障害者手帳1～2級, 療育手帳㊤～A)

【お問い合わせ先】 最寄りの郵便局

(13)NTTの無料番号案内(ふれあい案内)

電話帳利用が困難な障害のある人の番号案内料が無料になります。ご利用には、事前に登録が必要です

○視覚障害で身体障害者手帳の交付を受けている人

○上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害で1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている人。

○療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。

【お問い合わせ先】 NTT TEL 0120-104174

VI その他サービス, 各種相談窓口

1 その他の町事業

(1)身体障害者診断書料助成事業

初めて身体障害者手帳の申請をする人に、医師診断書の発行手数料の助成を行います。

【助成額】 発行手数料相当額(上限 5,000 円)

(2)重度障害者(児)住宅リフォーム事業

重度の障害者(児)の家庭生活を送りやすくするための住宅改造費や設備の整備に関する費用を助成します。

※本事業の受付件数は2件までとなっております。そのため、申請が2件に達した時点で受付は終了させていただきます。あらかじめご了承ください。

【対象者】 下肢・体幹等の運動機能障害 1, 2 級の身体障害者, ㊤の知的障害者

【助成額】 対象経費の 3/4(上限額 412,500 円)

【申込期日】 令和 8 年 12 月 25 日(金)まで

(3)身体障害者健康診査事業

在宅で常時車椅子を使用している身体障害者の褥瘡, 変形, ぼうこう機能障害等の発生を予防するため健康診査を行います。利用者負担は無料です。

(4)知的障害者探索支援サービス事業

知的障害者(児)の行方が分からなくなったとき至急探索できるよう GPS 端末装置を貸与します。利用者負担は無料ですが, 装置等を破損の場合は負担していただきます。

(5)障害児療育事業「つぼみ教室」

小学校入学前の障害を持つ児童に対し, 親子での通所早期療育を支援するため, 日常生活における基本的な動作の助言や集団生活への適応訓練を行います。利用者負担は無料です。

(6)軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の健全な言語や社会性の発達を支援するため, 補聴器購入に係る費用の一部を助成します。

(7)高齢者等ごみ出し支援事業

家庭ごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者や視覚又は肢体不自由の身体障害者手帳 1 級又は 2 級に該当する人に対し, ごみの戸別訪問収集を行います。家族や親族、近所の人などから協力を得られないことができない世帯が対象です。

【(1)～(7)の申請窓口】

阿見町社会福祉課 Tel 029-888-1111

(8)特定健康診査(国民健康保険)

被保険者の健康を守り生活習慣病を予防するため、40 歳以上 75 歳未満の人を対象に「特定健康診査」を実施します。下記に該当する人は健診費用が無料になります。町の集団健診以外で受診される方は手帳をご持参の上、国保年金課の窓口にお越しください。

・身体障害者手帳 1級または2級

・療育手帳 ㊤又は A

・精神障害者保健福祉手帳 1級

【お問い合わせ先】阿見町国保年金課 Tel029-888-1111

2 交通関係

(1) 駐車禁止除外指定車標章の交付

駐車禁止の区域内でも、標章の交付を受けることでほかの交通の妨げにならない限り、必要最小限の駐車が認められます。

※対象となる障害の範囲の制限があります。

【お問い合わせ先】 牛久警察署 牛久市下根 491 Tel.029-871-0110

(2) いばらき身障者等用駐車場利用証制度

障害者、高齢者、難病患者及び妊産婦の人などが、ショッピングセンターや公共施設にある身障者等用駐車場を利用しやすくするため、利用証を発行しています。

※対象となる障害の範囲に制限があります。

【お問い合わせ先】 阿見町社会福祉課 Tel. 029-888-1111

(3) 福祉バス

障害者の社会活動の促進を図るため、障害者が車いすのままで乗れる福祉バスを提供し、機能回復訓練・研修会・レクリエーション等への参加の便宜を図っています。

○乗車定員…31名(補助席6席を含む)

○利用人員…障害者又は利用する障害者福祉関係者の利用者が原則として10人以上 ※年末年始は運休

【お問い合わせ先】

有限会社 acc 研究所

〒310-0813 水戸市浜田町 415 番地 3

TEL:029-228-3333

3 職業関係

(1) 公共職業安定所(ハローワーク)

専任の職業相談員が、障害者を対象とした職業相談や職業紹介を行っています。また、年1～2回程度、障害者を対象とした就職面接会なども行っています。

【お問い合わせ先】 ハローワーク土浦 土浦市栄塚 1838 Tel. 029-822-5124

(2) 茨城障害者職業センター(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

就職を希望する障害のある人に対して、ハローワーク等の関係機関との連携のもとに、ご相談をお受けしています。

【お問い合わせ先】 笠間市鯉淵 6528-66 Tel. 0296-77-7373

(3) 障害者就業・生活支援センター

求職活動や職場定着等で支援を必要とする障害のある人や、障害者雇用に関して課題等を抱えている企業等からの相談に対応しています。

【お問い合わせ先】

障害者就業・生活支援センターかすみ 土浦市真鍋新町 1-14 TEL029-827-1104

(4)茨城県障害者ITサポートセンター

パソコンの操作を始めとした、ITに関する利用相談等を実施するとともに、パソコンボランティアを派遣し、障害者のパソコン利用のサポートを行います。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人自立奉仕会 笠間市鯉淵 6550 茨城福祉工場内 TEL 0296-70-5733

4 生活・その他相談先

(1)阿見町基幹相談支援センター

障害のある方が住み慣れた地域でその人らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関するさまざまなご相談をお受けします。

【お問い合わせ先】

阿見町基幹相談支援センター 阿見町阿見 4671-1 TEL 029-888-6062

(2)あみまちの拠点くら・ら

障害者の重度化・高齢化や親亡き後問題などを見据えて、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、相談・体験・緊急時受入などのサービスを提供しています。

【お問合せ先】

あみまちの拠点くら・ら 阿見町実穀 1544 番地 1 TEL 029-886-9005

(3)阿見町成年後見サポートセンター

判断能力が不十分な障害者の権利や財産の保護をするため、専門機関の紹介や情報の提供、家庭裁判所などへの申立てや手続きなどのサポートを行っております。また、福祉サービスの利用手続きのお手伝いや、公共料金等のお支払いのサポートもしておりますので、お困りのことがあればご相談ください。

【お問合せ先】

阿見町成年後見サポートセンター 阿見町阿見 4671-1 TEL 029-887-0196

(4)障害者なんでも相談室

障害のある人、その家族、及び福祉施設の関係者などから日常生活における相談や権利擁護、財産管理などのご相談に、経験豊かな相談員がお答えしています。

【お問い合わせ先】

水戸市千波町 1918 茨城県手をつなぐ育成会内 TEL 029-244-9588

(5)生活福祉資金の貸付

低所得者、障害者又は高齢者の属する世帯に対し、経済的な自立や安定した生活を送れるように資金の貸し付けを行っています。貸し付けには、対象となる世帯について、いくつかの条件があります。

【お問い合わせ先】

阿見町社会福祉協議会 阿見町阿見 4671-1 Tel 029-887-0084

茨城県社会福祉協議会 水戸市千波町 1918 Tel 029-241-1133

(6)身体障害者補助犬の給付

重度の障害者の就労等社会活動への参加を促進するため、身体障害者補助犬(盲導犬, 聴導犬, 介助犬)を給付します。

【お問い合わせ先】

茨城県保健福祉部障害福祉課 水戸市笠原町 978-6 Tel 029-301-3363

(7)人工肛門ストマ用装具の支給

茨城県のオストメイト対策事業として、人工肛門造設者で身体障害者手帳の交付を受けられない人に対し、ストマ用装具購入の助成を行っています。申請窓口は、阿見町社会福祉課です。

【お問い合わせ先】

茨城県県南県民センター地域福祉室 土浦市真鍋 5-17-26 Tel 029-822-8516

阿見町社会福祉課 Tel 029-888-1111

(8)身体の不自由な人のための結婚相談

身体に障害のある人の、結婚に関する各種相談に応じています。

【お問い合わせ先】

社団法人 茨城県身体障害者福祉協議会

水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館 2 階 Tel 029-243-7010

(9)茨城県難病相談・支援センター

難病に悩む人からの相談をお受けしています。

【お問い合わせ先】 茨城県難病相談・支援センター

阿見町阿見 4733 茨城県立医療大学付属病院内 Tel 029-840-2838

(10)障害者歯科治療センター

障害者(児)の歯科治療を行っています。

病院名称	住所	電話番号
茨城県身体障害者小児歯科治療センター 略称…水戸口腔センター	水戸市見和 2-292-1 茨城県歯科医師会館内	029-254-4177
茨城県土浦心身障害者歯科治療センター 略称…土浦歯科治療センター	土浦市下高津 2-7-27 土浦保健センター内	029-822-3835
日立市心身障害者歯科診療所	日立市助川町 5-10-20 日立市太陽の家内	0294-24-1748

(11)茨城県福祉相談センター

身体または知的障害のある人、及びその家族などの関係者からの様々な相談に対し、医師・理学療法士・看護師・身体障害者福祉司などの専門スタッフが対応して、必要な助言や技術的援助、または情報提供を行います。

【お問い合わせ先】 水戸市三の丸 1-5-38 TEL029-221-4992

(12)児童相談所

18 歳未満の人について、療育手帳や施設入所、その他全般的な相談を行っています。

【お問い合わせ先】 土浦児童相談所 土浦市下高津 3-14-5 TEL 029-821-4595

(13)保健所

地域住民の健康の保持・増進等のための各種事業を実施しています。

【お問い合わせ先】 竜ヶ崎保健所 龍ヶ崎市光順田 2983-1 TEL 0297-62-2161

(14)精神保健福祉センター

精神保健相談や診療を行っています。不登校、摂食障害などの思春期相談のほかアルコール依存症や薬物依存症に関する相談も受け付けています。又、精神障害者保健福祉手帳の交付及び自立支援医療(精神通院)の受給者証の認定も行っています。

【お問い合わせ先】 水戸市笠原町 993-2 TEL 029-243-2870

(15)ひきこもり相談支援センター

専門のコーディネーターがご本人やご家族のご相談に応じます。

【お問い合わせ先】 筑西市西方 1790-29 TEL 0296-48-6631

(16)発達障害者支援センター COLORS つくば

自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害などの発達障害のある人への相談支援を行っています。

【お問い合わせ先】 つくば市高崎 802-1 TEL 029-875-3485

(17)茨城県母子保健センター

子育て中の不安や悩み、お子さんの心身面や発達障害に関することの相談に応じています。

【お問い合わせ先】 水戸市緑町 3-5-3 茨城県看護協会内 TEL 029-221-1553

(18)高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害(交通事故による外傷性脳損傷や脳卒中による脳血管障害などの後遺症として、記憶や感情などの脳の機能が損なわれる障害)に関するご相談をお受けしています。

【お問い合わせ先】 阿見町阿見 4669-2 TEL029-887-2605

(19)茨城県医療的ケア児支援センター みちしるべ

センターでは、日常的に医療的ケア必要とするお子さまとご家族が、地域、ご自宅で

安心して生活できるよう、様々な相談を受付しております。

【お問い合わせ先】 那珂郡東海村照沼 825 TEL029-287-8627

(20) 県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ

手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣や字幕入りビデオの制作や字幕・手話入りビデオテープの貸出行っているほか、聴覚障害者のいろいろな相談に応じています。

【お問い合わせ先】 水戸市住吉町 349-1 TEL 029-248-0029

(21) 県立視覚障害者福祉センター・点字図書館

視覚障害者のための各種相談、点字・録音図書の貸し出しをはじめ、点訳奉仕員、朗読奉仕員などボランティアの養成を行っています。

【お問い合わせ先】 水戸市袴塚 1-4-64 TEL 029-221-0098

(22) 茨城県障害者権利擁護センター

障害者に対する虐待を防止するために、通報や相談を受け付けます。又各市町村の障害者虐待防止センターの紹介も行っています。

【お問い合わせ先】

水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館2階 TEL 029-353-8663

(23) 茨城県障害者差別相談室

障害者の差別の解消に取り組むため、相談窓口を設置します。

【お問い合わせ先】

水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館2階 TEL 029-246-6049

(24) 法テラス

法的問題の相談をお受けしています。

【お問い合わせ先】 法テラス茨城 水戸市大町 3-4-36 TEL 050-3383-5390

(25) 成年後見センター

センターに登録した司法書士が、障害等で判断能力が不十分な方の財産管理や福祉サービスの利用に際して契約や財産分割などの法律行為の支援を行うための成年後見制度のサポートをしています。

【お問い合わせ先】

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部
水戸市五軒町 1-3-16 TEL029-302-3166

VII 主な関係機関の連絡先

阿見町役場	〒300-0392 阿見町中央 1-1-1 TEL 029-888-1111
阿見町保健福祉部社会福祉課	〒300-0392 阿見町中央 1-1-1 TEL 029-888-1111(代表)
阿見町障害者虐待防止センター (あみまちの拠点 くら・ら)	〒300-1153 阿見町実穀 1544-1 TEL 070-3546-0196(24 時間対応)
阿見町地域生活支援拠点 あみまちの拠点 くら・ら	〒300-1153 阿見町実穀 1544-1 TEL 029-886-9005
阿見町基幹相談支援センター	〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 TEL 029-888-6062
阿見町成年後見サポートセンター	〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 TEL:029-887-0196
茨城県保健福祉部障害福祉課	〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 TEL 029-301-1111(代表)
茨城県福祉相談センター	〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 TEL 029-221-4992(代表)
茨城県精神保健福祉センター	〒310-0852 水戸市笠原町 993-2 TEL 029-243-2870
茨城県竜ヶ崎保健所	〒301-0822 龍ヶ崎市 2983-1 TEL 0297-62-2161
土浦児童相談所	〒300-0812 土浦市下高津 3-14-5 TEL 029-821-4595
土浦県税事務所	〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎第一分庁舎 TEL 029-822-7205
土浦年金事務所	〒300-0823 土浦市小松 1-3-33 ハトリビル 1・2 階 TEL 029-825-1170
牛久警察署	〒300-1203 牛久市下根町 491-1 TEL 029-871-0110
牛久警察署阿見地区交番	〒300-0331 阿見町阿見 4801-1 TEL 029-888-0110
ハローワーク土浦	〒300-0805 土浦市宍塚 1838 土浦労働総合庁舎 1 階 2 階 TEL 029-822-5124

阿見町社会福祉協議会	〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 TEL 029-887-0084
特定相談支援事業所 わかくさ	〒300-0331 阿見町阿見 5445-5 TEL 029-888-1883
ほびき園	〒300-0213 かすみがうら市牛渡 5513-1 TEL 029-898-3661
障害者就業・生活支援センターかすみ	〒300-0053 土浦市真鍋新町 1-14 TEL 029-827-1104